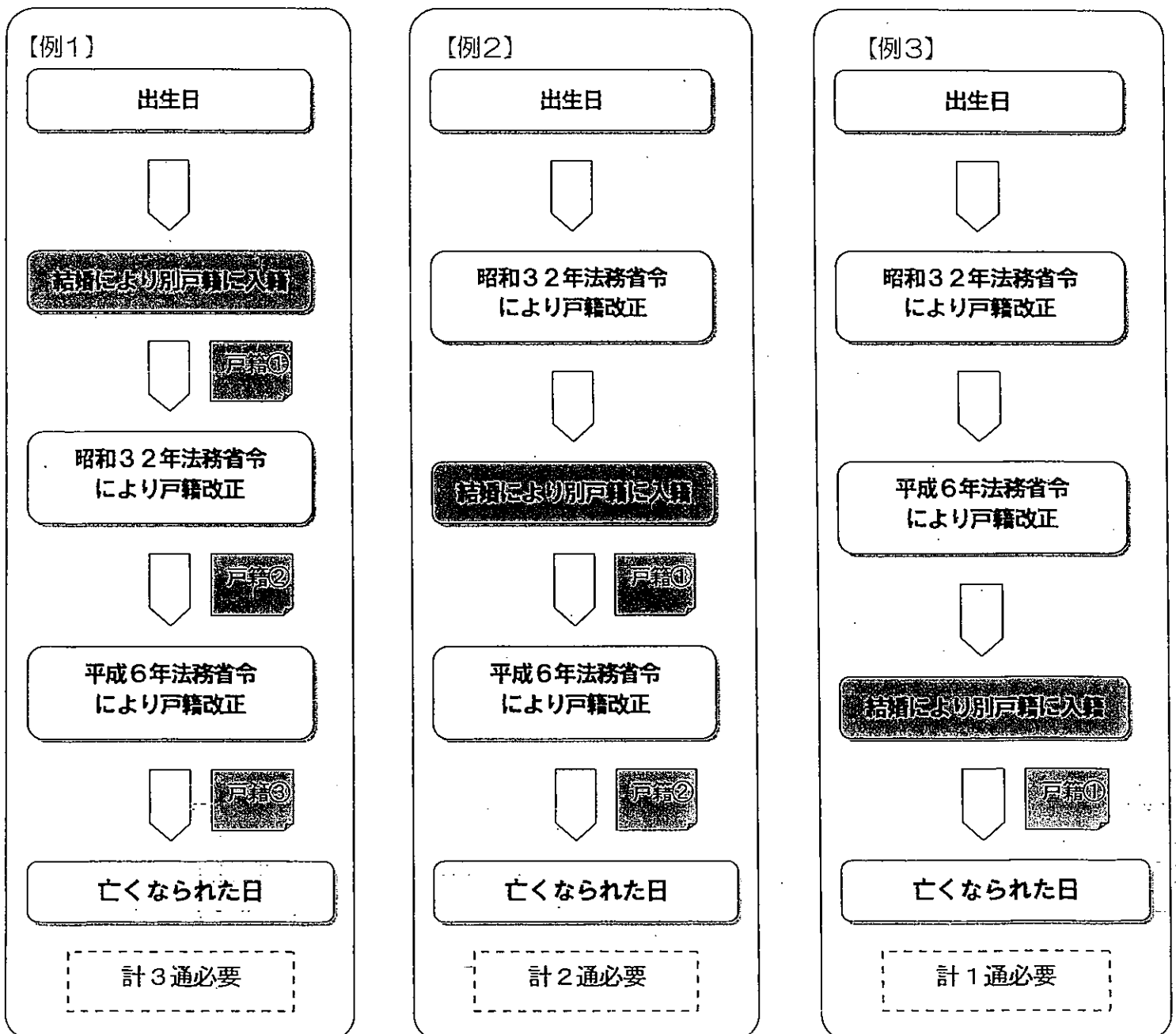


戸籍謄本について

戸籍は昭和32年及び平成6年の法務省令により改製が行われており、本籍の移転をされていなくても、謄本等が複数になる場合があります。改製時に新たに編成された戸籍には、その時点で戸籍に在籍する方のみ転記されますので、結婚、養子縁組等により除籍されている方が存在する場合、改製後の戸籍謄本のみでは除籍されている方の確認ができなくなります。

そのため、被相続人様の戸籍に記載された方を漏れなく確認させていただくために、改製前の戸籍（改製原戸籍）を併せて取得いただく必要があります。



※1 上記は一部の例ですので、必要となる通数は亡くなられた方によって異なります。

※2 法務省令による戸籍改正時期は自治体により異なる場合がありますので、戸籍のある自治体へお尋ねください。